

戸田市上下水道事業公式キャラクター「戸田シズク・ぼたりん」使用取扱基準

平成29年2月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、戸田市上下水道事業公式キャラクター「戸田シズク・ぼたりん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 戸田市が使用するとき。
- (2) その他、管理者が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 管理者は、前条に定める申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 「戸田シズク・ぼたりん」のイメージを損なう場合。またはそのおそれがある場合。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合。
- (3) 戸田市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合、又は使用させるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と管理者が認める場合。

2 管理者は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 使用期限は、承認日より2年を超えた年の3月31日とする。ただし、再申請を行うことを妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙によるデザインを使用することを原則とすること。
- (2) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認された以外の形、色等を改変しないこと。
- (4) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 キャラクターの使用承認後、承認された内容について変更するときは、あらかじめキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項に定める申請があった場合、その内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
- 3 管理者は、前条に定める申請を行った者に対し、承認をしたときはキャラクター使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用(内容変更)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第8条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱)

第10条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この基準に違反したとき、管理者はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この基準に違反したとき、管理者はキャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)を交付し、その承認を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(損害賠償等)

第11条 キャラクターを使用する者が故意又は過失により戸田市に損害を与えたときは、管理者はその賠償を請求することができる。

2 キャラクターを使用する者が、キャラクターを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、管理者は法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、キャラクターの取扱について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年8月3日から施行する。